

平成25年3月22日
一般社団法人 日本民間放送連盟

マスメディア集中排除原則の緩和等に関する要望

<基本的な考え方>

放送法制におけるマスメディア集中排除原則は、放送による表現の自由ができるだけ多くの者に享有されるようにすることで、放送の多元性、多様性、地域性の確保を図ってきました。一方、同原則は近年の多メディア・多チャンネル化の進展などのメディア環境の変化を踏まえて、同原則の趣旨とのバランスを取りながら、慎重な検討を経て見直されてきた経緯があります。

たとえば平成19年の放送法改正では同原則の特例緩和である「認定放送持株会社制度」が導入され、持株会社による放送事業のグループ経営が可能になりました。また平成23年の改正放送法の施行に伴い、放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率規制の支配の基準が「20%以上」から「33.33333%超」に緩和され、特にラジオ放送に関しては1事業者が4局まで兼営できるという大幅な緩和が実現しました。これらの規制緩和はすでに複数の民間放送事業者が活用しており、民放経営の安定や基盤強化に大いに役立っています。

当連盟はこれまで、メディア環境の変化や会員各社の要望を踏まえてマスメディア集中排除原則の緩和を行政に要望してきました。前回平成23年1月の当連盟の要望では、同原則について地上ラジオ放送と地上テレビ放送を別の基準とするとともに、地上ラジオ放送に関しては撤廃を要望し、制度改正の検討に反映されたと考えております。

前回要望から2年余りが経過し、情報通信ネットワークのデジタル化、大容量化がさらに進展し、コンテンツの伝送路の多元化、多様化が急速に進んでいます。放送事業者にとっては他メディアとの競争がますます激しくなり、ラジオ放送の経営環境は依然として非常に厳しく、テレビ放送は今すぐではないにしても無料広告放送としての先行きを懸念する見方も少なくありません。

当連盟会員である地上ラジオ放送、地上テレビ放送、衛星放送の各社はこれまで、平時はもとより、緊急災害時において国民・視聴者から期待される社会的役割を果たしてきました。基幹放送としての役割をしっかりと果たすことができるよう、放送制度や放送政策での支援策が期待される所であり、その一環として、マスメディア集中排除原則についても従前どおり、適時適切な見直しが必要であると考えます。

折しも昨年11月から「放送政策に関する調査研究会」で認定放送持株会社制度をはじめとする平成19年の放送法改正事項について検討が行われております。この機に、当連盟はあらためてマスメディア集中排除原則および認定放送持株会社制度に関して以下の具体的な要望をまとめましたので、今後の放送政策の検討に反映していただくよう、強く要望いたします。

<具体的な要望>

1. マスメディア集中排除原則の緩和要望

放送法第93条第1項および第2項、「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令」「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」、その他マスメディア集中排除原則および認定放送持株会社制度に関する規定について、以下の各項目の制度改正を要望いたします。

(1) 地上ラジオ放送（AM、FM〔コミュニティ放送を除く〕、短波）に関する要望

① 地上ラジオ放送について、マスメディア集中排除原則（議決権保有比率規制、役員兼務規制）の適用を除外する。

- ・ 平成23年6月のマスメディア集中排除原則緩和で導入された「ラジオ兼営特例（4局まで兼営可）」によって、地上ラジオ放送事業者の経営の選択肢が広がり、実際に同特例を利用する事業者が現れている。
- ・ しかし、地上ラジオ放送を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあり、さらに経営の選択肢を拡大するために、「議決権保有比率規制」、「役員兼務規制」のいずれも地上ラジオ放送への適用を除外することが望ましいと考える。

(2) 地上ラジオ放送・地上テレビ放送に関する要望

① 地上放送（ラジオ、テレビ）とコミュニティ放送の合併・兼営を可能にする。

- ・ 当連盟はコミュニティ放送制度の導入時から、既存民放事業者がコミュニティ放送に参入できるよう要望してきた。例えば、同一地域内の県域（広域）局とコミュニティ放送が常日頃から密接に連携することによって、放送局の重要な役割である緊急災害時の対応を強化する効果が期待できると考える。

(3) 地上テレビ放送に関する要望

① 地上テレビ放送に関し、放送対象地域が重複する場合の議決権保有比率規制について、現行の「10分の1まで議決権保有可能」を緩和する。

- ・ 放送対象地域が重複する場合の議決権保有比率規制は、認定放送持株会社制度においても緩和されていない。地上テレビ放送事業者が同一地域内の放送局間の連携強化を経営の選択肢とするためには、当該緩和が必要である。

② 地上テレビ放送に関し、放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率規制について、現行の「33.33333%まで議決権保有可能」を「2分の1まで議決権保有可能」とする。

- ・ 放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率規制は認定放送持株会社制度において大幅に緩和され、子会社放送局の議決権保有は50%超から100%まで認められている。これと、「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準」の一般原則で認められている「33.3333%以下まで議決権保有可能」との間の“空白部分”（3分の1以上～2分の1以下）を措置するためにも、当該緩和は有効であると考ええる。

（４）地上テレビ放送・BS放送に関する要望

① 役員兼務規制について、現行の「5分の1まで役員兼務可能」を「3分の1まで役員兼務可能」とする。

- ・ 放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率規制の支配の基準が緩和されたことや、放送対象地域が重なる場合に関しても緩和が望まれることに鑑み、役員兼務規制の支配の基準に関しても緩和することが適切であると考ええる。

（５）認定放送持株会社の子会社に関する要望

① 認定放送持株会社が子会社とし得る地上放送事業者数（現行は合計12地域以下）の上限を緩和する。

- ・ 民放ネットワーク全体としての経営基盤の強化を可能にするため、またグループ経営の効率化や強化、市場における企業価値の最大化に資するよう、「12地域上限」を緩和することが望ましいと考える。

② 認定放送持株会社が子会社とし得る「BS放送のトラポン数（現行は0.5以下）」、「東経110度CS放送のトラポン数（現行は2以下）」の上限を緩和する。

- ・ 衛星基幹放送（BS放送および東経110度CS放送）のチャンネル数が飛躍的に増加したことを踏まえ、認定放送持株会社がグループ全体として、保有コンテンツの有効利用や将来の放送サービスの高度化などに対応できるようにするため、トラポン規制を緩和することが望ましいと考える。
- ・ トラポン規制の緩和においては、近年の制度改正でBS放送と東経110度CS放送が同じ区分とされたことにも配慮すべきと考える。

2. 認定放送持株会社制度に関する要望

(1) 認定放送持株会社の資産要件（放送関連資産が常時2分の1超）を緩和する。

- ・ 認定放送持株会社制度導入のメリットとされた「(通信・放送分野等における) 連携ニーズへの柔軟な対応」「(新規事業等の展開による) 放送事業経営の安定性確保」「競争力の強化」をいっそう進めるため、現行の資産要件は認定放送持株会社制度の趣旨を阻害しない範囲で適時適切に見直しが必要と考える。
- ・ 各認定放送持株会社の実情を踏まえて現行の資産要件を緩和することが望ましいと考える。

(2) 認定放送持株会社の資産要件（放送関連資産が常時2分の1超）をカウントする際の「密接に関連する業務」の範囲を拡大する。

- ・ 上記(1)と同様の理由により、認定放送持株会社の資産要件をカウントする際に用いる「(主として基幹放送事業者の業務等に) 密接に関連する業務」の範囲についても適時適切に見直しが必要と考える。
- ・ 各認定放送持株会社の実情を踏まえて現行の「密接に関連する業務」の範囲を拡大することが望ましいと考える。

<今後の検討課題>

マスメディア集中排除原則の緩和に関しては、前記要望以外に以下の課題があると考えております。

- (1) 地上テレビ放送とBS放送の合併・兼営
- (2) 代表役員、常勤役員の兼務規制の撤廃・緩和

以上